

宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部規程

- 第1条 この規程は、宮城県特別支援教育研究会則第2条の2に基づいて知的障害教育専門部に関する必要な事項を定める。
- 第2条 本会は、宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部（知障専門部）と称し、事務局を部長の委嘱する学校内に置く。
- 第3条 本会は、知的障害教育に関する研究・調査活動等を促進し、本県特別支援教育の振興を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 研究会、講習会等の開催
 - (2) 実態調査の実施
 - (3) 研究報告書等の刊行
 - (4) 資料及び図書を紹介及び交換
 - (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会の会員は、次の通りとする。
- (1) 県内の知的障害のある児童生徒に対する教育を主として行う特別支援学校、知的障害特別支援学級担任者
 - (2) 本会の趣旨に賛同する者
- 第6条 本会に次の役員を置く。
部長 1名、 副部長 4名、 運営委員 若干名、 常任運営委員 若干名、 専門委員 若干名、 監事 若干名、 事務局 若干名
- 第7条 部長、副部長及び監事は運営委員会において選出する。
運営委員は地区において選出する。
地区及び運営委員の人数は、別表の通りとする。
常任運営委員は、運営委員の中から部長が委嘱する。
- 第8条 部長は、本会を代表して会務を処理する。
副部長は、部長を補佐し、部長事故ある時は、これを代理する。
運営委員は、本会の重要事項を審議する。
専門委員は、部長の命を受けて、専門的事項について処理する。
事務局は、部長の命を受けて、本会の事務を処理する。
- 第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第10条 本会の会議は、運営委員会及び常任運営委員会とし、部長が招集する。
運営委員会は、最高の議決機関で、予算、決算、事業、研究等について審議する。常任運営委員会は、運営の企画と運営委員会において議決された事項の執行にあたるとともに、緊急事項について処理する。会議の議長は、その都度選出する。

第11条 本会の経費は，1学級あたり負担金 1,000 円（ただし，全日本特別支援教育研究連盟会費 300 円を含む），県特別支援教育研究会よりの補助金及びその他の収入をもってあてる。

第12条 本会の会計年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

第13条 本規程の改正は，運営委員会において行う。

附則 1 本規定は，昭和40年5月18日より施行する

昭和41年4月28日	一部改正	同60年6月4日	一部改正
同44年5月2日	一部改正	平成10年2月17日	一部改正
同46年5月1日	一部改正	同10年6月19日	実施
同48年5月2日	一部改正	同11年2月17日	法令変更による一部改正
同50年5月18日	一部改正	同11年4月1日	実施
同51年6月11日	一部改正	同13年2月15日	一部改正
同52年5月6日	一部改正	同16年2月20日	一部改正
同54年6月13日	一部改正	同16年4月1日	実施
同56年2月16日	一部改正	同18年2月22日	一部改正
同56年6月9日	一部改正	同18年4月1日	実施
同57年6月2日	一部改正	同19年6月6日	法令変更による一部改正・実施
同58年6月9日	一部改正	同21年6月10日	学校名変更による一部改正・実施
同59年6月7日	一部改正	同22年2月10日	町村合併による一部改正・実施
		同26年6月4日	一部改正

地区別運営委員数の内訳

地区等	内 訳	委員		内 訳	委員
大河原	(白石・刈田)(角田・伊具) (柴田)	3	県立	光明支援学校	1
仙 台	(仙台北・東) 3	4		名取支援学校	1
	(仙台南) 1			金成支援学校	1
大 崎	(遠田)(加美)(大崎中部)	5		迫支援学校	1
	(大崎西部)(大崎東部)			角田支援学校	1
栗 原	(栗原)	2		石巻支援学校	1
登 米	(登米)	2		気仙沼支援学校	1
石 巻	(石巻)	2		古川支援学校	1
南三陸	(気仙沼)(南三陸)	2		小牛田高等学園	1
仙台市	(仙台市小学校) 4 (仙台市中学校) 2	6		利府支援学校	1
				岩沼高等学園	1
				山元支援学校	1
				小松島支援学校	1
				国立	宮教大附属特別支援学校
			市立	鶴谷特別支援学校	1
			私立	いずみ高等支援学校	1
				合 計	4 3

宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部 感謝状贈呈規程

第1条 この規程は、宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部規程第3条に基づき、本県知的障害教育の振興に功績顕著な個人に部長名をもって感謝状を贈呈する。

第2条 感謝状の贈呈要件

1. 本専門部の部長を務め、その任を終えたもの。
2. その他本専門部の活動の促進、運営等に貢献したもの。

第3条 感謝状の贈呈は、部長が行う。

第4条 感謝状贈呈者の選考は、常任運営委員会が行う。

第5条 贈呈者には、感謝状及び記念品を贈呈する。

第6条 感謝状贈呈の時期は、本専門部長が必要と認めるとき随時行うことができる。

附 則 この規程は、昭和63年12月1日より施行する。

平成7年	6月	2日	一部改正	平成11年	2月	17日	法令変更による一部改正
同10年	2月	17日	一部改正	同11年	4月	1日	実施
同10年	6月	19日	実施				

宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部 感謝状贈呈規程内規

第2条の内規

2. その他本専門部の活動の促進、運営等に貢献したもの。
運営委員、専門委員を3年以上務めた方

宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部 研究奨励賞規程

- 第1条 この規程は、宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部規程第3条の目的に基づいて、会員の研究奨励に関する必要な事項を定める。
- 第2条 本会は、優秀な研究を発表したものについて選考の上、専門部長名をもって毎年表彰する。
- 第3条 表彰者の選考にあたっては、選考委員会の推薦による。
- 第4条 選考委員は、本専門部常任運営委員をもってこれにあてる。
- 第5条 選考の対象となる論文は、前年度からの特別支援教育に関する専門誌や単行本及び研究発表会等において発表されたものとする。ただし、長期研修及び内地留学における論文については除外する。
- 第6条 表彰者には表彰状及び記念品を贈呈する。
- 附 則 この規程は、昭和51年12月3日より、これを施行する。
- | | | |
|-------|-------|----------------|
| 平成 4年 | 2月13日 | 一部改正 |
| 同10年 | 2月17日 | 一部改正 |
| 同10年 | 6月19日 | 実施 |
| 同11年 | 2月17日 | 法令変更による一部改正 |
| 同11年 | 4月 1日 | 実施 |
| 同13年 | 2月15日 | 一部改正 |
| 同19年 | 6月 6日 | 法令変更による一部改正・実施 |

宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部 研究奨励賞規程に関する内規

- 第1条（選考の対象となる論文等）
- 1 選考の対象となる論文は、前年度からの特別支援教育に関する専門誌や単行本及び研究発表会等において発表されたものとする。また、地区又は学校で作成した研究紀要等に掲載された実践研究等も含む。
ただし、長期研修及び内地留学における論文については除外する。
 - 2 自主公開研究会を開催し、研究成果を紀要等にまとめたものなども選考の対象とする。ただし、文部科学省や県、市町村等の指定を受けたものは除く。
 - 3 選考の対象とする論文等は、他の団体から表彰されたものは除く。
- 第2条（研究奨励賞候補の推薦）
- 研究論文等の推薦は、所属長又は地区会長等が行う。
- 第3条（選考書類の提出等）
- 1 選考のために必要な書類は次のとおりとする。
 - ・研究奨励賞候補推薦書 1部
 - ・研究論文又は研究紀要等（自主公開研究会の場合は、開催要項を含む） 1部
 - 2 選考書類は毎年度1回受け付ける。その締切は9月8日とする。
 - 3 選考書類の提出方法は、次のとおりとする。
 - ・学校長より本専門部長あてとする。
- 第4条（研究奨励賞の贈呈数）
- 研究奨励賞を贈呈する数は、毎年度若干名とする。
- 附 則 この内規は、平成22年6月10日より施行する。
- | | | |
|-------|------|------|
| 平成25年 | 2月6日 | 一部改正 |
| 同25年 | 4月1日 | 実施 |

宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部 功労者表彰規程

第1条 この規程は、宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部規程第3条に基づき、本県知的障害教育の振興に功労のあったものの表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本専門部は、次のものについて選考のうえ、部長名をもって毎年表彰を行う。本専門部に所属し、知的障害特別支援学級または知的障害のある児童生徒に対する教育を主として行う特別支援学校に10年以上勤務、または、退職者に限り10年勤務予定のもので、この教育の振興に多大の貢献をしたもの。

第3条 表彰者の決定は、選考委員会の推薦による。

第4条 選考委員会は、本専門部常任運営委員をもってこれにあてる。

第5条 表彰者には、表彰状を贈呈する。

第6条 本専門部運営委員は、当該地区または学校における当該者について、選考に必要な書類を作成の上毎年9月8日まで事務局あて提出する。

第7条 選考のため必要な書類は次の通りとする。

1. 功績調書

第8条 表彰の時期は、本専門部長が必要と認めるとき随時行う。

第9条 この規程は、昭和53年8月7日から施行する。

附 則	昭和59年	2月22日	一部改正
	平成 3年	2月20日	一部改正
	同 4年	2月13日	一部改正
	同10年	2月17日	一部改正
	同10年	6月19日	実施
	同11年	2月17日	法令変更による一部改正
	同11年	4月 1日	実施
	同12年	2月17日	一部改正
	同12年	4月 1日	実施
	同16年	2月20日	一部改正
	同16年	4月 1日	実施
	同19年	6月 6日	法令変更による一部改正・実施